

ひとり親家庭等を支援する 2つの制度をご紹介します



◎児童扶養手当

離婚・死亡などの理由で、父または母と生計を同じくしていない子どもについて手当を支給する制度です。ひとり親世帯等の生活の安定と自立を促進します。

○どのような人が手当を受けられるのですか？

- 次のいずれかに該当する児童を養育する父、母または養育者
- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障がい者である児童
- 母が未婚で出生した児童 など

ただし、このような児童を養育しているも、一定の条件が満たされていないければ支給要件には該当しません。
※毎年8月中旬に「現況届」の提出が必須です。手当てを受けている方には7月末に案内を郵送済です。

◎ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の一部を市が助成する制度です。

○どのような人が助成されるのですか？

- 母子家庭・父子家庭の父母と児童
- 父母のいない児童を養育している人と児童 など

ただし、このような児童を養育しているも、一定の条件が満たされていないければ、助成要件には該当しません。

※毎年8月中旬に「受給者証の更新手続き」が必要で、支給している方は7月末に案内を郵送済です。

児童とは18歳になった日以後の最初の3月31日（一定の障がいの状態にある場合は20歳未満）までの人のことをいいます。

お問い合わせ

市役所社会福祉課 子育て支援係
☎63-5113
または各支所市民課・行政サービスセンター

情報③ 介護保険

認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、要介護状態となった場合においても、認知症である利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話や機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感を解消したり、心身の機能の維持、利用者家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

サービスセンターたんぼ」があります。定員12名の小規模で家庭的な雰囲気の中、利用者一人ひとりのニーズにあったサービスを提供しています。また、地域と密着し、たくさんのボランティアからのご協力をいただいています。



両津デイサービスセンターたんぼ

来春、複数の介護施設の開設や増床があり、今後ますます介護職等の人材が不足します。介護職への就業を考えている方は、市役所高齢福祉課またはハローワーク佐渡（☎27-2248）までご連絡ください。

お問い合わせ

市役所高齢福祉課 介護保険係
☎63-3790